

グループホームよしい川重要事項説明書

〈令和7年 3月 1日 改訂版〉

1. 事業者

法人名称	社会福祉法人 旭川荘
所在地	岡山県岡山市北区祇園866番地
代表者名	神崎 晋
連絡先	代表電話：086-275-0131

2. 事業所の概要

事業所名称	グループホームよしい川	
介護保険事業所番号	3370106688	
指定年月日	平成16年10月1日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
所在地	岡山県岡山市東区西大寺浜608番地	
連絡先	電話番号：086-942-9523	
定員	9名	
建 物	構 造	鉄骨造り、準耐火構造
	延床面積	371.3㎡
	個室数	9

3. 職員体制

- (1) 管 理 者：1人（常勤兼務） 事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 計画作成者：1人（常勤兼務） ご利用者のご意向や心身の状況等を把握しケアプランを作成します。
- (3) 介護従事者：7人以上 ご利用者の思いや心身の状況等を的確に把握し、ケアプランに添って健康で上質な生活を支援する介護業務を行います。

4. サービスの内容

(1) 食事

- ①職員がご利用者の状況に応じ身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します
- ②食事は離床して食堂で飲食していただくよう配慮します。
- ③食事時間
- | | | |
|----|-------------|----------|
| 朝食 | 7:00～ 8:00 | |
| 昼食 | 12:00～13:00 | おやつは1日2回 |
| 夕食 | 18:00～19:00 | |

(2) 排泄

- ①ご利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と、排泄の自立援助を行います。
- ②おむつ交換はご利用者の状況に応じ適切な回数を確認します。

(3) 入浴

原則的に週3回以上の入浴又は清拭を行いますが、必要があれば回数を増やします。

(4) 日常生活上の世話

- ①寝たきり防止のため離床に配慮します。
- ②着替えのお手伝いをします。
- ③整容等身の回りのお手伝いをします。
- ④健康管理を行います。
- ⑤洗濯を行います。
- ⑥居室内の清掃を行います。
- ⑦所持品の整理を行います。

(5) 生活リハビリテーション

離床援助、屋外散歩同行、家事共同等や趣味・嗜好に応じた活動により生活機能の維持・改善に努めます。

(6) 介護計画の作成

ご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境をふまえて、個別に作成します。

(7) 医師の往診等の手配

医師の往診の手配やその他療養上の世話をします。

(8) 相談援助

ご利用者のご家族からの相談に応じ、援助します。

5. 利用料金

(1) 基本料金

品 目	金 額	内 訳
家 賃	月額 54,000円	入退居月は、実日数で日割り精算します
管理費 (光熱水費・環境整備費等)	月額 21,000円	入退居月は、実日数で日割り精算します
食費 (おやつ代込)	日額 1,400円	朝食200円 昼食550円 夕食550円 おやつ100円

- ①入院や外泊しても家賃や管理費等（光熱水費・環境整備費）は入居されていたとして、請求させていただきます。
- ②食費（おやつ代込）については、朝食、昼食及び夕食の何れかをご飲食なられた場合は、1日分を請求させていただきます。

(2) 介護保険利用料の負担額（介護報酬告示上の額に介護負担割合証に記載された負担割合）

①利用料

* 下記の表の1割または2割の負担額は1ヶ月を30日で計算しています。

要介護状態区分	単位数(1日)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要 支 援 2	761	23,149円	46,298円	69,447円
要 介 護 1	765	23,271円	46,542円	69,813円
要 介 護 2	801	24,366円	48,732円	73,098円
要 介 護 3	824	25,066円	50,132円	75,198円
要 介 護 4	841	25,583円	51,166円	76,749円
要 介 護 5	859	26,130円	52,260円	78,390円

※基本的には1割負担ですが、所得に応じて2割負担、3割負担となる方もいらっしゃいます。

②加算

加算項目	要件	1 割負担額 単位数 (10.14 円)	2 割負担額
初期加算 (該当者のみ加算)	入居した日から起算して 30 日以内の期間 30 日を超える病院等への入院後、退院して再度入居した場合	1 日 30 単位 (31 円)	1 日 (62 円)
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	介護福祉士が 60%以上配置されていること	1 日 18 単位 (18 円)	1 日 (36 円)
認知症専門ケア加算Ⅰ (該当者のみ加算)	① 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、 入居者の 1/2 以上 ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達 又は技術的指導会議を定期的実施 していること	1 日 3 単位 (3 円) ※認知症日常生活自立度 Ⅲ以上の者	1 日 (6 円)
協力医療機関連携加算 (該当者のみ)	協力医療機関との間で、利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催	1 月 40 単位 (41 円)	1 月 (82 円)
医療連携体制加算 Ⅰーハ	旭川荘療育・医療センターと契約 ① 日常的な健康管理 ② 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ③ 重度化対応及び看取りに関する指針の整備	1 日 37 単位 (37 円)	1 日 (74 円)
科学的介護推進体制加算	(1)利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に少なくとも 3 月に 1 回提出していること。 (2)必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	1 月 40 単位 (41 円)	1 月 (82 円)
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。 ・医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態や家族の求めに応じて、随時、介護が行なわれていること。 ・医療連携体制加算を算定していること。 注1】施設を退去等した月とお亡くなりになった月が異なる場合でも、お亡くなりになった月にまとめて算定となります。そのため、退去後に施設に入居していない月についても前月分の看取り介護加算分としてご請求をさせていただきます。 注2】看取り加算算定前には改めて別紙にてご説明し、同意をいただきます。	死亡日以前 31~45 日以下 1 日 72 単位 (73 円) 死亡日以前 4~30 日 1 日 144 単位 (146 円) 死亡日前日及び前々日 1 日 680 単位 (690 円) 死亡日 1,280 単位 (1,298 円)	死亡日以前 31 日~45 日以下 1 日 (146 円) 死亡日以前 4~30 日 1 日 (292 円) 死亡日前日及び前々日 1 日 (1,380 円) 死亡日 (2,596 円)

入院期間中の体制加算 (該当者のみ)	病院等に入院し、3ヶ月以内に退院することが明らかな場合、本人、家族の希望を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再入居できる体制を確保していること	1日 246単位 (250円) ※1ヶ月に6日を限度とする	1日 (499円)
退去時情報提供加算 (該当者のみ)	医療機関へ対処する際、医療機関へ心身の状況、生活歴等を情報提供した場合に、1回に限り算定	1回 250単位 (254円)	1回 (508円)
介護職員等 処遇改善加算	所定単位数に17.8%を乗じた単位数で計算します。		

(3) その他の料金

品 目	日 額	内 訳
電 気 代	電気製品一点につき50円	テレビ・加湿器・電気毛布・電気アンカ等
理・美容代	実 費	
日用品費	実 費	
おむつ代	実 費	

(4) 保証金(入居時一時金)

150,000円

保証金は退居時に修繕費等必要経費を差し引き、返還させていただきます。

(5) 利用料の中止

利用途中にサービスを中止して退居する場合は、退居日までの日数を基に精算します。

(6) 支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたします。

お支払いは金融機関口座振替(振替日は通常月末30日、土日祝日の場合は、翌月最初の平日※金融機関によっては異なります)、現金、振込みなどの方法でお支払いいただき、お支払いを受けたときに利用者に対し領収書を発行します。

6. 入所利用にあたっての留意事項

(1) 共同生活上の秩序

管理者その他の職員による指示に従い、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。

(2) 面会

- ① 来所の際には面会簿にご記入してください。
- ② 面会時間は原則として、午前7時から午後8時までとします。
- ③ 来所者が宿泊される時は、必ず職員の許可を得てください。

(3) 外出・外泊

- ① 外出・外泊の前には必ず行き先と出発及び帰着日時を届け出てください。
- ② 出発及び帰着時間は、午前7時から午後8時の間にしてください。

(4) 住居・居室の利用

事業所内の設備や備品は本来の用法に従って大切にご利用ください。
これに反した利用によって破損が生じた場合は、賠償させていただきます。

(5) 迷惑行為

騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑なる行為はご遠慮願います。

7. 当施設のサービスの特徴

運営方針

事業所の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護職員等は、要介護者等であって認知症の状態にある者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)について、共同生活住居（法第8条第18項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下、同じ。）において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、認知症の高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるよう援助します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

8. 身体拘束廃止へむけての取り組み

事業所は、身体拘束についての指針を定め、その適正化のための対策について検討する委員会を毎月開催します。また、身体拘束についての研修を、1年に1度は開催し、職員に周知します。運営推進会議でも、毎回、身体拘束の状況について報告します。

基本方針として、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動制限を行いません。

下記の3要因を満たすような諸事情により、身体拘束を行わざるを得ない場合については、委員会にて検討したうえで、ご家族に事前に説明を行い、書面にて同意を得て実施します。またその際には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。そのうえで、身体拘束を回避できる方法について検討してまいります。

《重要》緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合＜三つの要件をすべて満たすこと＞	
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと →切迫性の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。
非代替性	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと →「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まず身体的拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法で行わなければならない。
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること →「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
※3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束廃止委員会」のチームで検討、確認し記録、保存します。(委員長：管理者)	

9. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のための指針をさだめ、その適正化のための委員会を毎月開催します。管理者を責任者とし、虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施、またその他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービスの提供に当たり、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報いたします。

10. 成年後見制度の活用支援

事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

11. 個人情報保護

- (1) 事業所は、当事業所が保有する、ご利用者や関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を厳守し、かつ自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報保護方針を定め、これを実行維持することに努めます。
- (2) 事業所の職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、職員でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護すべき旨を、職員との雇用契約内容とします。

12. 緊急時、事故発生の対応

(1) 従業者は、ご利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告します。また、ご利用者の病状の急変等入院や休日夜間診療に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関と連携しています。

協力医療機関	陽クリニック	岡山市東区西大寺新地 18-1 電話 086-943-8778 診療科目：胃腸科・内科・外科・整形外科・肛門科
	あおい在宅クリニック	岡山市東区可知 4 丁目 3-7 電話 090-1339-1717 診療科目：内科・循環器内科・緩和ケア内科（訪問診療専門）
協力歯科医療機関	津谷歯科医院	岡山市中区海吉 1807-14 電話 086-276-4911
	旭川荘療育センター児童院	岡山市北区祇園 8 6 6 番地 電話 086-275-8555

- (2) 事業所は、ご利用者の生命・身体・財産の事故が発生した時は、市町村、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡し、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事業所は、ご利用者に(2)や(3)のような事故が発生した場合、それについて職員、第三者を交えて協議し、再発防止に努めます。

13. 利用者の家族等から事業所への緊急連絡先

電話：(086) 942-9523 (24 時間対応可能)

FAX：(086) 942-9524

14. 非常災害時の対策

(1) 防災計画を別に定めます。

防火管理者：安達 悦子

(2) 防災設備……自動火災報知器・消火器・火災通報装置・誘導灯等

15. 介護保険施設との連携

当事業所においてのサービス提供体制の確保・緊急時の対応等の連携を図るとともに、必要な業務について支援協力する介護保険施設を旭川敬老園（岡山市北区祇園866番地）と定め、連携しています。

16. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当者：水内 誠

電話（086）942-9523

受付時間：毎日の午前9時～午後5時

苦情解決責任者：安達 悦子

電話（096）942-2030

受付時間：毎日の午前9時～午後5時

(2) 当施設以外に、旭川荘苦情受付担当者・第三者委員等でも受け付けています。

旭川荘苦情受付担当者

電話（086）275-0131

(3) 岡山市の相談・苦情窓口

担当：岡山市事業者指導課

電話（086）212-1014

(4) 岡山県運営適正化委員会

電話（086）226-9400

(5) 岡山県国民健康保険団体連合会

電話（086）223-8811

17. 自己評価及び外部評価結果、目標達成計画

事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、外部機関による評価を受けることなどの措置を講じ、目標達成計画を定め、常にサービスを受ける立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めます。

令和6年11月26日実施 評価機関：（有）アウルメディカルサービス

令和 年 月 日
グループホームよしい川のご利用にあたり, ご利用者に対して契約書および本書面にもとづいて
重要事項の説明を受けました。

事業者	所在地	岡山市北区祇園 8 6 6 番地
	名 称	社会福祉法人 旭川荘
事業所	所在地	岡山市東区西大寺浜 6 0 8 番地
	名 称	グループホーム よしい川
	所 長	安 達 悦 子
説明者		

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者からグループホームよしい川の利用に
ついての重要事項の説明を受け同意しました。

(ご利用者)

ご住所	
ご氏名	印

(ご署名代行者)

ご住所	
ご氏名	印

〈利用者との関係〉

(重要事項説明書別紙)

重度化した場合における対応および看取りに関する指針

平成29年4月1日制定
グループホームよしい川

○目的

グループホームのご利用者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、なじみの関係での生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応していく。

○重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期②多様な疾患の重度化③老衰④その他である。

○基本的な姿勢

病状が重度化した利用者、あるいは人生の終末期の利用者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応をする。

○医療機関との連携体制

1、主治医との連携

主治医の指示のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。

※入院期間中におけるグループホームの居住費および食費等の取扱い

- ・家賃・光熱水費 定額の請求
- ・食費 提供分の請求

2、連携施設看護師との連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、ご利用者の苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにしていく。

3、歯科医師・保健師等との多様なサービスとの連携

歯科医師による口腔ケアや行政の保健師との連携、および、栄養士との連携など、必要に応じて多様な専門職との連携で対応する。

4、施設における医療体制の理解

協力医療機関・旭川荘療育・医療センターとは連携し、24時間の連絡体制を確保（緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制）

○家族の信頼・協力関係

グループホームでの重度化、終末期の対応を行っていただくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。家族等と一緒にあってご利用者本人が満足するような看取りの支援をしていく。

○職員の教育・研修

医療関係専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携を持つことができるように努める。

同意書

私は、グループホームよしい川における医療機関連携体制と
重度化対応・終末期ケア対応指針について同意します。

令和 年 月 日

家族 住所

氏名

印

入居者氏名